

令和8年度 総合教育会議協議事項(案)について

□ 「学習指導要領の改訂」と「これからの本市の教育」について

これまで、焼津市では教室・特別教室・体育館の空調整備、トイレの洋式化、一人1台端末やwifi環境整備・プロジェクターの設置、ロッカーの整備等々学習環境の整備、教育センターの設置並びに本市の学校教育の充実に向けた指導・支援、学校におけるICT活用の推進、地域クラブ活動の推進、教育支援センター・校内教育支援センターの設置……、と先進的に取り組んできた。

現在、国では次期学習指導要領の改訂に向けて、中教審の教育課程企画特別部会や各ワーキンググループなど各種の会合を開催している。その中では、『学校ごとに教科等の年間授業時数を調整できる「調整授業時数制度」の創設』『不登校児童生徒や特定分野に特異な才能のある児童生徒のための特別な教育課程編成を可能とする制度の創設』など、新たな制度が提起されている。その中で、不登校児童生徒の増加のための対応として、国や県は「学びの多様な学校の設置」を進めるべく、全国の各市町に積極的に勧めている。

こうした国や県の動向を踏まえ、焼津市として、未来を見据え、これからの焼津市を担う子どもたちにとって、どのような教育施策や事業に取り組んでいくべきかについて協議する。

(1) 多様な子どもたちを包摂するための教育の在り方について

学校には、「日本語指導が必要な子ども(外国につながる児童生徒)」、「登校に支援を要する子ども(不登校児童生徒)」、「必要に応じて取り出し指導が必要な子ども(通級指導教室等で学ぶ児童生徒)」、「例えば、数学や運動、音楽等特定分野に特異な才能を発揮する子ども」など、多様な子どもたちが在籍している。次期学習指導要領では、各学校において、こうした個々の子どもの実態に着目した教育が求められると考えられる。中教審教育課程企画特別部会でも示されているが、各学校が教育課程編成をするにあたっては、教育委員会の支援は欠かせない。そこで、具体的にどのような支援が必要か、また支援ができるかについて協議する。

(2) 特別支援教育について

全国的な傾向と同様に焼津市でも、児童生徒数は減少してきているが、特別な支援を望む児童生徒や特別支援学級(知的、自閉症・情緒)、通級指導教室(ことばの教室・まなびの教室・中学校通級)に在籍・通所する児童生徒も増加している。

こうした現状から、適切な学びの場を提供するための体制(巡回相談、市就学支援委員会など)や、特別支援学級、通級指導教室の配置の充実など、今後の特別支援教育について協議する。